

[はじめに]

政府は2020年10月1日、学術会議会員候補者105名の内、99名が任命されたと発表、6名を任命しなかった。これについては多くの関係者や学会、また広く国民から政府の暴挙に対し批判の声が上がった。政府は、任命権は総理にあり、「必ずしも任命しなければならない義務があるとは言えない」として、俯瞰的総合判断だとして、任命拒否理由を明らかにしていない。一方で、自民党は問題をすり替えて、学実会議のあり方に問題があるとして、政府機関から外そうとしている。そもそも学問の自由は憲法に23条に保障された国民の権利である。

憲法学者の浦部法穂 神戸大名誉教授は著書『憲法学教室第3版』（日本評論社2016年）で「学問とはそもそも既存の価値や真理とされているものを疑い批判し、新たな価値や真理を生み出す -----。このため支配権力にとっては危険なものと意識される。この意味で学問は権力により干渉や弾圧にさらされやすい。-----憲法が学問の自由を保障することの意味はここにある」と述べて憲法に保障された学問の意義を述べておられる。学問は支配権力とは緊張関係にあるのが常態で、権力に追随するようになると学問の命が失われる。今回の任命拒否は支配権力があからさまに学問の自由に挑戦してきた重大な事件であり、学問の命に関わる問題である。

本稿では、[I]部で、今回の問題の経緯と学術会議の過去の活動（答申、声明、提言など）を整理し、学術会議の役割を確認するとともに、[II]部で、1956年に設置された学術会議が、戦争の反省から再び戦争に協力することのないよう努力してきた経緯、並びに政府による形骸化の攻撃と闘ってきた歴史を振り返り、今回の任命拒否問題の重大さを改めて明らかにしたい。

[I] 学術会議会員の任命拒否問題 [経緯]

2020年10月1日；官房長官、学術会議会員99名が任命されたと表明（6名拒否）  
任命拒否理由；総理が任命しなければならない義務があるとまでは言えぬ（法制局）

\*総理発言；総合的、俯瞰的観点から、----公平性、バランス論、身内最良論など提起。

総理の国家公務員の任命権(憲法15条)による。国費10億円も使用している等を主張。

\*自民党等；最近、学術会議の答申が少ない。学術会議のあり方が問題と、すり替え。

\*自民党プロジェクトTP、12月1日学術会議の民営化を答申

\*学術会議、政府に中間報告を提出（要旨）

「現状の組織形態はナショナルアカデミーとして備えるべき下記の5ヶの要件をすべて満たしている。これを変更する積極的理由がない。」（政府の特別機関であり下記の5要件をすべてを満たす制度設計が、独立法人化で可能かどうか論点になる。）と応答。

①国を代表する機関、②公的性格の付与、③国家財政による安定した財政基盤

④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性

2021年4月22日；学術会議総会、6名の任命拒否で決議、政府に速やかに任命を要求。

2021年4月26日；任命拒否された6名の学者、政府に拒否理由の開示を求め、提訴。

## [学位術会議の役割]

- 1) 日本の科学者の代表機関（対外的、体内的）、
- 2) 国の科学技術に関する重要事項を審議しその実現を図る。
- 3) 科学の研究に関する連絡を図り、能率を向上させる。

\* 政府に対する政策提言、\* 国際的な活動、.. 科学者間のネットワークの構築  
 \* 科学の役割について世論啓発

## [学術会議からの答申、勧告、提言などの種類]

答申：専門科学者の検討を要する事項について政府からの諮問に対する回答(委員会)  
 回答；政府以外の関係機関からの審議依頼事項に対する回答----- (幹事会)  
 勧告；科学的事項について政府に実現を強く勧めるもの----- (主に総会、運営審議会)  
 要望；科学的事項について、政府や関係機関に実現を望む意思表示 (総会、運営審議会)  
 声明；科学的事項についてその目的を遂行するために特に必要と考える事項について  
           意思表示を發表するもの ----- (総会、運営審議員会、幹事会)  
 提言；科学的事項について、部、委員会または分科会などが実現を望む  
           意見などを發表するもの ----- (幹事会)

## 過去の学術会議の答申や勧告、提言などの回数

	答申	回答	勧告	望	声明	提言	会長談話	備考
1949	7		9		* 3			* 設立声明、思想の自由
1950	15		7	2	* 1			* 軍事研究反対
1953	4		2	12				
1954	3			5	* 2			* 原子力平和利用 3 原則
1955	4		1	6				
1957	5		* 2	13	* 5			* 核兵器反対原子力平和利用
1958	3		* 1	8	* * 5			* 核兵器反対 * 学問自由
1960	2		9		1			
1961	3		20	1	* 3			* 核兵器反対アピール
1965	1		14	5				
1967			13	1	* 1			* 戦争協力反対
1969					* 7			* 大学問題 (紛争関連)
1970			5	1	* 3			* 大学教員人事
1973			13	5	* * 10			* 会員選挙 * 印度核実験
1975			1	4				

年度	答申	回答	勧告	要望	声明	提言	会長談話	備 考
1980	0		9	8	* * 5			* 国際紛争 平和的的解決
1983			6	3	* 1			
1985			1	2				学術会議法改正
1988					* 1			* 日米科学協力協定
1990			2					
1991			1	2				
1982					* 1			* 核戦争、核兵器
1993				2	* 1			* 学術の国際貢献
1994	1		1	1	* 1			* 女性科学者の環境改善
1995	1			1				
1996	1	1	1	1			1	
1997	1	1	1	1			3	
1998							3	
1999			2		* 2		2	* 学術会議の自己改革
2000				2	* 2		3	* 男女共同参画
2001	1				* 2		1	* 人文社会学の役割
2003				2				
2004	1				* 1		5	* 社会との対話
2005			1	3	* 3		10	* 科学技術政策、他
2006	1	1			1		4	
2007	1			1	1		4	* 科学者行動規範
2008	1	1		2	* 1	34	5	* 科学者憲章
2009				1		2	5	
2010	1		1			8	3	
2011	1	1				31	3	
2012	2	* 2				9	2	* 核廃棄物の処理
2013	1	1			* 1	12	2	* 科学者行動規範
2014						47	3	
2015	1	1				6	4	
2016						12	3	
2017					* 1	53	1	* 軍事研究反対
2018	1	1				7	2	
2019	1	1				9	3	

2020	1	1				68	1	
2021					*1			*速やかに任命を要求

\* 戦争に反対 他、\*核兵器、原子力関係、\*科学者規範、科学政策 他、

[これまでに出示された重要な答申、回答、声明など]

\*2021年4月：総会声明「任命拒否した方の即時任命を要求」

第182回総会

\*2017年：声明、「軍事的安全保障研究に関する声明」

第243回幹事会

\*2012年：回答、「高レベル放射性廃棄物の処分について（回答）」

第159回幹事会

\*1980年：声明、「科学者憲章について」

第79回総会

\*1969年：声明、「大学問題について」など、5件

第52,53,54,55,57回総会

\*1967年：声明、「軍事目的の研究をしない」

第49回総会

\*1957年；声明「原子力平和利用に関する声明」

第22回総会

\*1957年：声明「Appeal to Scientists throughout the World on prohibition of Atomic and Hydrogen Bomb Tests」、世界各国の科学者の会議へ送付

第24回総会

\*同種の声明を個別に核保有国へ送付

\*1954年：声明「原子力研究に関する公開、自主、民主の原則を要求」

第17回総会

\*1950年；声明「戦争に協力しない」

第6回総会

-----  
 以上で[I]部を終わり、以下の[II]部で、学術会議の形骸化の歴史について年表を示す。  
 -----

## 参考文献：

- 1) 日本の科学者；2020年12月号；----- 奥山修平  
解説『科学技術基本法改正の意味を考える—戦後科学技術政策史のなかで—』
- 2) 日本物理学会誌：2016年12月号 p.848----- 山崎正勝  
『平和問題と原子力—物理学者はどう向き合ってきたか』
- 3) 「科学」2016年10月号 p1024、11月号 p.1186、2017年2月号 p.104、6月号 p.580  
『軍事研究に対する科学者の態度 (1),(2),(3),(4)』----- 小沼 通二

---

 年 月 事 項
 

---

戦前、

- 戦中： 帝国学士院（1906年創立）、学術研究会議（1920年創立）、  
日本学術振興会（1932年創立—>1945年9月 廃止）
- 1945年8月： 日本敗戦、鈴木貞一元企画院総裁「日本は米国の科学技術に負けた」
- 1946年4月； 学術研究体制委員会設置（長岡半太郎委員長）、  
同年 7月；GHQ 経済科学局 H.C.ケリー氏 科学渉外委員会を設置、物理学者や民科  
（1946年1月創立）が上からの改革を批判、GHQ の支持を得て、文部省止  
む無く学術体制刷新委員会を設置。当初 東大偏重、官学中心の組織だった。  
民科、民主技術協会、日本科学史学会の3者が加わり議論を活性化した。独  
立性の高い機関か、政府所属の機関かが論議。渉外局案に近い案になった。
- 1948年10月；日本学術会議法公布、
- 1949年1月；**日本学術会議発足**。（学術政策審議機関） 科学者による会員の選挙制。  
**第1回総会声明**：「これまでわが国の科学者のとりきたった態度について強く反省し、  
今後は、文化国家ないし平和国家と人類の福祉の増進のために貢献せんことを誓う。」
- 同年 同日；科学技術行政協議会法制定—科学技術を行政に反映させるための諸方策  
及び各行政機関の間の連絡調整に必要な措置を審議する。  
科学技術行政協議会（**STAC**）-----政策協議機関が設立された。
- 1949年8月；ソ連核実験成功、東西冷戦激化、10月：中華人民共和國建国
- 1949年11月：マッカーサー司令部、レッド・ページで、約4万人が追放（公職・民間含め）
- 1950年4月；**学術会議第6回総会声明**：「戦争目的の科学に従事しない」（武谷、井尻 提案）
- 1950年6月25日：朝鮮戦争開戦
- 1950年8月10日；GHQ 命令で日本政府、警察予備隊を発足させた。
- 1951年9月；**サンフランシスコ講和条約調印**。
- 1952年4月22日：サンフランシスコ条約発効—**研究規制解除（原子核研究解除）**
- 1952年10月；学術会議第13回総会、茅、伏見提案（秘密裏に政府と協議、原子力研究再開、  
科学技術庁設置案）を否決、「原子力問題を検討する委員会の設置」を決める。

1953年5月；第14回総会、共同利用の原子核研究所設置を要望

1953年12月；アイゼンハウワー、Atoms for Peace 国連総会で声明、

1954年3月1日；ビキニ水爆実験、第5福竜丸被曝

同年 3月2日；改進黨 中曾根、斎藤議員、**原子力の修正予算案を提案**----

学術会議茅会長と藤岡委員長が改進黨に計画の中止を申し入れる

同年 4月3日；予算案自然成立。

同年4月17日；東京杉並区議会、核兵器禁止を決議 \*原水禁運動盛り上がる。

1954年4月22日；**学術会議第17回総会**、原子力憲章「**原子力平和利用3原則**」を声明。

同年；正力松太郎、原子力博覧会を全国で企画、「**毒を持って毒を制す**」と表明

1955年1月11日；政府 米国より原子力利用に関する8項目の協力を秘密裏に進める。

(100kg のウラン提供)

\*学術会議原子核特別委員会、**日米原子力協定, 3原則に違反の恐れあり**」政府に申入れる。

1955年5月19日:政府の原子力平和利用準備会、濃縮ウラン受け入れを決議、翌日閣議決定。

1955年7月9日；**ラッセル・アインシュタイン宣言** 発表、湯川秀樹 署名

同年8月6日；**第1回原水爆禁止世界大会**、広島で開催。鳩山首相大会へメッセージ

準備委員：有田八郎、大内兵衛、湯川秀樹ら14名、(学術会議関係者；福島要一、  
山之内一郎、都留重人、前芝確三、永田新宮、原将平、伏見康治)

1955年12月16日；**原子力基本法 及び 日米原子力協定 国会承認** (研究目的に限定)

1956年1月1日；**原子力委員会発足**、**正力松太郎委員長**、湯川博士委員になる。

1956年5月；政府は経団連などの要望を受けて、科学技術の総合行政機関として、

STACなどを改編して**科学技術庁を設置**。(総理府外局)、初代委員長 正力松太郎。

「**人文科学のみに係るもの**」及び「**大学における研究に係るもの**」は除外、この結果、  
政府は学術会議の答申答申は聞き置くだけになり、

(学術会議に諮ることなく、**科学技術関係の大型予算**を組み込むことができる)

1957年11月；政府、科学技術振興のためとして「**科学技術会議設置**」法案を作成。

1958年4月；学術会議総会で**同法案に反対決議**をあげる。(学術会議の機能を縮減)

1959年2月；**科学技術会議発足**。

(構成；議長；総理大臣、関係閣僚4名、学識経験者3名、学術会議会長)

「大学の学問研究の自由を尊重する」という閣議了解を付帯した。

1962年；政府、科学技術会議で**科学技術基本法草案**を作成、学術会議、**科学研究基本法案**を  
提起して対抗。学術会議会長が科学技術会議に加わっているの、微妙な立場。

**日本科学者会議** (1965年12月創立発起人総会) が同法案を批判--->同法案は頓挫した。

1960年代後半；大規模資源を投入した研究開発が顕著になる。

**科学技術会議**において、**上からの大型プロジェクト研究開発**が進められ、研究費と  
研究者が選択的にこれに投入され、**学術会議の権限を縮減**する政策が実施される。

1966年9月；**日本物理学会**が半導体国際会議を京都で開催、**米軍資金**を受取る。国会問題に。

1967年5月5日；朝日新聞 問題をスクープ。日本物理学会総会で『決議3』を議決、

1967年5月8日；朝永会長、国家で質問を受け、これから調査すると釈明。

朝永会長見解、「国際会議を後援したものとして遺憾の意を表明」

5月22日；学術会議運営審議会見解をまとめる。「軍事目的の研究はしない」

1967年9月；日本物理学会は激論の末、臨時総会で「決議3」（今後内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一切の協力関係を持たぬ）を採択した。この声明は長く維持された。（自衛官の学会発表、外国の軍関係資金による研究発表禁止など）

1967年10月：学術会議第49回総会決議で「戦争目的のための科学研究は行わない」を決議。

1967年6月；学術奨励審議会を学術審議会に改称、文部大臣の諮問機関として30人の学識経験者で構成、学術振興に関する施策について提言する。元々学術会議が担っていた。特に科研費の運用の改善策（11月）については、学術会議や学協会の反対が多く、学術会議が示した妥協案を文部省が受け入れ、一段落した。

1967年7月；日本学術振興会（元々1932年天皇の下賜金で設立され財団法人で国の補助金で運営）を特殊法人へ改組、国際交流を担当。文部省が任命する役員で運営、（元々学術会議の基本任務だった） \*学会と産業界の協力による研究に資金援助。学術研究に対し学術審議会と学術振興会が影響力を持つようになる。

1960年代末、： 公害やベトナム戦争をめぐって科学技術のあり方が問われた。

大学紛争で大学自治と学問の自由が問われた。

1969年度 大学紛争で大学入試が一部中止。

1969年；大学の運営に関する臨時措置法が成立。---文部省が大学に影響力を持つ。

1970年5月；筑波学研園都市建設法案成立。官公庁の研究機関の筑波移転推進。

1973年；東京教育大学が廃校、筑波大学が新設。

1983年11月；中曽根政権、学術会議の反対を押し切って、

会員選出方法を直接選挙から学協会の推薦により、総理が任命へと変更を単独採決で可決。この時、「総理の任命 は形式的である」と説明していた。

（変更理由；組織票による偏向）

1985年；日本学術会議、会員選出方法を、選挙制から登録学協会の推薦による方式へ。

1986年4月；前川レポート、土建国家へ大型投資----->バブル経済

①科学者等の創意性の発揮、

②基礎研究及び開発研究の調和ある発展、

③科学技術と人間、社会及び自然との調和等

1995年；バブル崩壊で再び「科学技術立国」が主張される。科学技術基本法が成立

2001年1月；中央省庁のなどの改革で内閣機能の強化、文部省と科学技術庁の合併。

学術審議会が改組され、多くの審議会の一つに格下げ。

科学技術会議は総合科学技術会議へ改称。経済財政諮問会議と並ぶ重要会議へ。

2003年；国立大学が独立法人化。大学の管理運営に学外者の参加。大量の文部官僚が参入。

- 2003年；総合科学技術会議で「学術会議のあり方」を審議、『照合的、俯瞰的な観点』から活動することが求められている」と答申、7部から3部制へ変更。
- 2005年；会員選任法、現会員と連携会員が推薦する仕組み、最終的に学術会議が候補者を絞り推薦、首相が任命する方式へ変更
- 2013年；総合科学技術会議が「総合科学技術イノベーション会議」へ改称。  
内閣府の機能強化とともに科学技術の成果の実用化を重視へ。
- 2015年3月20日；政府の総合科学技術会議、「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」が、日本学術会議の今後の展望について」審議、「現在の制度を変える積極的理由は見出しにくい」と答申。
- 2016年：学術会議が3名の会員の欠員補充に対し、大西会長が6名の候補者に順をつけて提示、官邸は上位2名に就いて難色、結果補任できず。欠員のまま。
- 2017年3月；学術会議、幹事会、「軍事的安全保障に関する声明」（先の声明を維持）
- 2017年 月；会員の半数改選に際し、大西会長、官邸の要請で候補者名簿の事前説明。  
111名の候補者を示し、結果的に会議が推薦した105名が任命された。
- 2018年9月；学術会議、3名の欠員補充人事で、官邸が候補者に難色、補充できず。  
山際会長が説明を求めたが、杉田官房副長官が応ぜず。欠員のまま。  
官邸はこの時から、「総理による任命権」について、法制局と協議を進めた。
- 2020年10月1日；菅総理、学術会議会員6名の任命拒否、  
内閣法制局の見解：「任命すべ義務があるとまでは言えない」、
- 2020年12月20日；学実会議会長、学術会議のあり方についての検討中間報告を政府に提出、現在の役割を（5項目）を遂行するには現在の形態が望ましい。
- 2020年12月20日；自民党プロジェクトチーム、学術会議の民営化を提言。
- 2021年4月22日；学術会議第182回総会で、「政府は速やかに6名を任命するよう」声明
- 2021年4月26日；任命拒否された6名の学者が、政府に拒否理由の開示を求め、提訴。

-----

以上の年表で解るように、政府は学術会議が設立されてから5年後、1954年頃から原発導入を進めるため、政府の気に入らない答申や声明、提言等を多発する学術会議を目の敵にし、いろいろな口実を持ち出して、学術会議とは別の諮問委員会や政府機関を作り、学術会議の形骸化に乗り出した。それが今日まで続いており、学術会議の組織そのものを政府機関から外し、その権威を貶めようとするのが、今回の攻撃である。

以上

加藤 利三